

仕様書			
件名	DX推進リーダー向け業務プロセス可視化・改善研修業務委託	仕様書番号	0006
		作成年月日	令和7年2月17日
		変更年月日	
		陸上自衛隊システム通信・サイバー学校 第2教育部	

1 総 則

本仕様書は、「DX推進リーダー向け業務プロセス可視化・改善研修業務委託」に係る業務（以下、「本業務」）に適用する。

2 概 要

デジタル変革を効果的に推進する組織文化の醸成や、推進する人材の確保・育成を行いシステム通信・サイバー学校のDXを推進するため、民間企業を持つ広範な知識、ノウハウを活用したDX推進リーダー向けの研修を実施する。

3 法令等

この仕様書においては、以下の法令を引用する。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

4 役務内容等

(1) 実施時期

官側と契約相手方の双方で協議のうえ、契約後から令和7年3月31日の間で実施するものとする。

(2) 委託内容

ア 研修計画の策定

研修の目的を実現し到達目標に達するための効果的な研修計画・内容を受託者が提案し、事前に官側と協議のうえ承認を得ること。

研修計画については、研修の開催日時、内容等を記載のうえ、契約締結後速やかに提出すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、官側と協議のうえ、承認を得ること。

イ 研修用資料の作成

研修用資料を作成し、研修の5日前までに官側に承認を得たうえで納品すること。また、資料は後日省内で活用することも想定している。

ウ 研修の実施

(ア) 研修内容

a 目的・内容

D X推進の必要性を理解し、基本的なツールを的確に扱えるようになり、日ごろの業務に活かすための業務プロセスの可視化要領・改善仮説の立案の習得を目的とする。

また、研修の前後に理解を深める仕組みについて受託者から提案があれば、官側と契約相手方の双方で協議のうえ、その提案内容を実施するものとする。

b 到達目標

(a) D Xの重要性を理解し、業務改善仮説の考え方を身に付ける。

(b) D Xにおける初期段階で獲得すべきリテラシーとして業務の体系化、全体像の可視化作業要領の習得

(イ) 研修場所

官側が示した場所とする。研修場所は受託者の都合による変更は基本的にできないものとするが、官側と協議のうえ、その必要性が認められるときのみ変更できるものとする。

(ウ) 研修形態

2日の体験型の研修を官側が指定する場所で行うものとする。また、講義内容は録画可能とする。

(エ) 対象人数

15名程度

(オ) 時間

合計14時間程度

(カ) 講師等人数

2名以上

(キ) 講師の資格

官公庁（本省庁及び都道府県庁等）等においてB P R研修の経験を有する者であること、また主任講師は、公益社団法人全日本能率連盟のマスター・マネジメント・コンサルタントもしくはそれと同等以上の資格を保有していること

(ク) 使用機材等

講師が使用するP C等は契約相手方が用意すること、ただしモニターやホワイトボード及び、研修受講者のP C等については官側が用意できるものを使用するものとする。

エ 官側との調整

契約後速やかに、官側と実施に向けた調整を行うものとし、官側の要望を踏まえて対応することとする。

(3) 実施体制

ア 本業務に従事する者のうちから、官側との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダー1名を選任すること。

イ 本業務に従事する者について適切に役割分担を行い、各業務への対応等に支障のない体制をとること。

(4) 提出書類等

契約相手方は、下表に示す提出書類等を官側に提出するものとし、電子媒体による納品については、契約相手側が用意する電子媒体により Word、Excel または PowerPoint で閲覧、編集、保存ができるファイル形式で納品すること。

表 提出書類

名称	数量	媒体	提出時期	提出場所
実施計画書	1	紙	契約後速やかに	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校第2教育部
	1	電子媒体		
研修資料	1	紙	研修実施日の5	バー学校第2教育部
	1	電子媒体	日前まで	

5 検査

検査は、この仕様書によるほか、契約担当官の任命する検査官が実施する。

6 履行期限

令和7年3月31日（月）

7 校正

報告書の提出前に1回以上官側の校正を受けるものとする。

8 その他

- (1) 官側の保有する資料等で、研修に必要と判断できる資料については、官側が提供する。（研修終了後、要返却）
- (2) 業務データが含まれる資料については官側が準備したPC以外での取扱いを禁止するものとする。また、印刷されたものについても官側が指定した場所での閲覧のみとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、官側の指示に従う。
- (4) 契約相手方は、個人情報の保護に関する法律に則り、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項に記載された事項を遵守すること。

- (5) 契約相手方は、本業務において知り得た内容を、外部に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。資料等の取り扱いを十分注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、情報保全に徹すること。
- (6) 本仕様書に疑義がある場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (7) 当該役務の成果物については、官側に帰属する。